

西宮市立中央病院職員学術論文投稿経費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院職員の学術活動への参加意欲および西宮市立中央病院の名声を高めることに資する活動を促進するために、学術論文投稿経費に対する助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、西宮市立中央病院に在職する医療職の職員が医学学術誌等に論文を投稿し、査読を経て掲載となった場合に限るものとする。

2 前項に掲げる医学学術誌のうち当該職員に対する報酬がある商業誌等は対象としない。

(助成範囲)

第3条 助成範囲は、医学学術誌への論文投稿に係る経費の全部又は一部とし5万円を上限とする。

2 前項に掲げる経費の助成は、予算に定める範囲内で交付するものとする。

(助成申請)

第4条 助成を受けようとする職員は、学術論文投稿経費助成申請書を別に定める期間内に提出しなければならない。

(助成の決定及び交付)

第5条 前条の助成申請があった場合内容を審査して助成の可否を決定し、学術論文助成可否決定通知書により当該職員に通知する。

2 前項の助成可否の決定後、当該職員に助成経費を交付する。

(助成経費の返還)

第6条 院長は、次の各号の一に該当した場合は、助成を打ち切るものとする。この場合、既に交付した助成経費については、その全部又は一部を変換させることができる。

(1) 助成対象に該当しなくなったとき。

(2) その他院長が助成の必要がないと判断したとき。

(様式)

第7条 この要綱に規定する様式については、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学術論文投稿経費助成に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。